

航空従事者技能証明等学科試験における延期願の取扱いについて

(令和5年3月22日)

航空従事者技能証明等学科試験については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、受験者皆様へ感染予防に関する「通知(別紙1)」を行うとともに、「学科試験受験延期願(別紙2)」を提出することによる延期措置を実施してきましたが、昨今の新型コロナウイルスに係る状況、動向等を踏まえ、**本措置については令和5年3月期の延期願提出者をもって終了することとしました**のでお知らせいたします。なお、令和5年3月期までに提出された延期願については、現状どおりの対応と致します。

また、今後政府方針が変更となるような状況が生じた場合はこの限りではありません。

受験者皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

航空従事者技能証明等学科試験(令和3年1月期以降)の取扱いについて

(令和4年12月7日更新)

平成30年3月期から令和2年11月期の合格者については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず、航空従事者技能証明等学科試験の2年間の合格の有効期間が切れてしまう場合を考慮し、学科試験の合格の通知の日の読み替えを行ってきましたが、昨今の新型コロナウイルスに係る状況、動向等を踏まえ**本措置については令和2年11月期の合格者をもって終了することとしました**のでお知らせいたします。

対象となる皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

訂正のお知らせ

令和4年9月21日に更新した航空従事者技能証明等学科試験(令和2年9月期及11月期)の取扱いについて、令和2年11月期の読み替え前の通知の日に誤記がございましたので、訂正致しました。

また、上記訂正に伴い、読み替え後の通知の日についても変更となります。

訂正前 令和2年12月2日

訂正後 令和2年12月4日

対象となる皆様には、ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫びいたします。

航空従事者技能証明等学科試験(令和2年9月期及び11月期)の取扱いについて

(令和4年9月26日更新)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず、航空従事者技能証明等学科試験の2年間の合格の有効期間が切れてしまう場合を考慮し、**学科試験の合格の通知の日の読み替えを行うこととしました**のでお知らせします。

なお、読み替えのために合格者の方から新たに書類等を提出して頂く必要はありません。実地試験や技能証明等の申請の際、当該学科試験合格の有効期間が切れていた場合に合格通知日を読

み替えて取り扱います。

対象となる皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

読み替えることができる内容		
対象の学科試験	読み替え前の通知の日	読み替え後の通知の日
令和2年9月期	令和2年10月5日	令和3年4月5日
令和2年11月期	令和2年12月4日	令和3年6月4日

航空従事者技能証明等学科試験（令和2年7月期）の取扱いについて

（令和4年5月31日更新）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず、航空従事者技能証明等学科試験の2年間の合格の有効期間が切れてしまう場合を考慮し、**学科試験の合格の通知の日の読み替えを行うこととしました**のでお知らせします。

なお、読み替えのために合格者の方から新たに書類等を提出して頂く必要はありません。実地試験や技能証明等の申請の際、当該学科試験合格の有効期間が切れていた場合に合格通知日を読み替えて取り扱います。

対象となる皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

読み替えることができる内容		
対象の学科試験	読み替え前の通知の日	読み替え後の通知の日
令和2年7月期	令和2年8月11日	令和3年2月11日

航空従事者技能証明等学科試験の取扱い（合格通知日の再読み替え）について

（令和4年3月29日更新）

航空従事者技能証明等学科試験の合格者については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず2年間の合格の有効期間が切れてしまう場合を考慮し、合格の通知の日（合格通知日）を読み替える措置を講じてきたところですが、それでもなお、読み替え後の合格通知日に基づいて起算した有効期間が切れてしまう場合を考慮し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための入国制限による影響を受けた場合など、真にやむを得ないと運航安全課長（安全政策課長）が認めた場合に限り、合格通知日を下記のとおり個別に再度読み替えること（再読み替え）ができるものとしたので、お知らせいたします。

手続きに際しまして申出書の提出が必要となりますので、必要事項を記載の上、ご提出をお願いいたします。

電子媒体での提出の場合は下記メールアドレスへ送信をお願いいたします。

提出された申出書を審査し、真にやむを得ない事情があると認めた場合には、合格通知日の再読み替えを認める旨の回答書を申出者に交付いたします。この際、再読み替え後の合格通知日については、実地試験の受験予定時期をふまえて個別に回答書に定めます。また、真にやむを得ない事情があると認められなかった場合には、合格日の再読み替えを認めない旨の回答書を交付いたします。

なお、対象者及び申出書の記載内容については、下記の通りとなります。

対象となる皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

(対象者)

平成30年3月期から令和元年7月期の学科試験により合格した者であって、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための入国制限による影響を受けた場合など真にやむを得ないと考えられる事情により、読み替え後の合格通知日に基づいて起算した有効期間が切れてしまったもの

(申出書に記載すべき事項)

- ・氏名、生年月日
- ・学科試験の受験番号
- ・読み替え後の合格通知日に基づいて起算した有効期間が切れるまでの間に、実地試験を受験することができなかった事情

(注) 基本的には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための入国制限により本邦内で実地試験を受験することができなかった場合に限られる。有効期間内に本邦に入国できなかった事情等を具体的に記載すること。なお、記載された内容の正当性を確認するため、必要に応じ運航安全課(安全政策課)から申出者に対する聞き取りや追加資料の提出等を求める場合がある。

- ・実地試験の受験予定時期

(申出書の提出先)

〒100-0013

東京都 千代田区 霞が関 2丁目 1-3 中央合同庁舎第3号館

国土交通省 航空局 安全部

運航安全課 乗員政策室 (内線番号: 50304)

メールアドレス: hqt-shiken1@gxb.mlit.go.jp

※2022年4月1日以降、運航安全課の名称が変更になります。

〒100-0013

東京都 千代田区 霞が関 2丁目 1-3 中央合同庁舎第3号館

国土交通省 航空局 安全部

安全政策課 乗員政策室 (内線番号: 50304)

メールアドレス: hqt-shiken1@gxb.mlit.go.jp

航空従事者技能証明等学科試験(令和2年1月期及び3月期)の取扱いについて

(令和4年1月24日更新)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず、航空従事者技能証明等学科試験の2年間の合格の有効期間が切れてしまう場合を考慮し、**学科試験の合格の通知の日の読み替えを行うこととしましたのでお知らせします。**

なお、読み替えのために合格者の方から新たに書類等を提出して頂く必要はありません。実地試験や技能証明等の申請の際、当該学科試験合格の有効期間が切れていた場合に合格通知日を読み替えて取り扱います。

対象となる皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

読み替えることができる内容		
対象の学科試験	読み替え前の通知の日	読み替え後の通知の日
令和2年1月期	令和2年1月31日	令和2年7月31日
令和2年3月期	令和2年5月22日	令和2年11月22日

航空従事者技能証明等学科試験（令和元年5月期、7月期、9月期及び11月期）の取扱いについて

（令和3年6月2日更新）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず、航空従事者技能証明等学科試験の2年間の合格の有効期間が切れてしまう場合を考慮し、**学科試験の合格の通知の日の読み替えを行うこととしましたのでお知らせします。**

なお、読み替えのために合格者の方から新たに書類等を提出して頂く必要はありません。実地試験や技能証明等の申請の際、当該学科試験合格の有効期間が切れていた場合に合格通知日を読み替えて取り扱います。

対象となる皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

読み替えることができる内容		
対象の学科試験	読み替え前の通知の日	読み替え後の通知の日
令和元年5月期	令和元年5月31日	令和元年12月1日
令和元年7月期	令和元年8月8日	令和2年2月8日
令和元年9月期	令和元年10月4日	令和2年4月4日
令和元年11月期	令和元年12月5日	令和2年6月5日

航空従事者技能証明等学科試験（平成31年1月期及び3月期）の取扱いについて

（令和2年12月3日更新）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず、航空従事者技能証明等学科試験の2

年間の合格の有効期間が切れてしまう場合を考慮し、**学科試験の合格の通知の日の読み替えを行うこととしました**のでお知らせします。

なお、読み替えのために合格者の方から新たに書類等を提出して頂く必要はありません。実地試験や技能証明等の申請の際、当該学科試験合格の有効期間が切れていた場合に合格通知日の読み替えて取り扱います。

対象となる皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

読み替えることができる内容		
対象の学科試験	読み替え前の通知の日	読み替え後の通知の日
平成31年1月期	平成31年2月7日	令和元年8月7日
平成31年3月期	平成31年4月11日	令和元年10月11日

航空従事者技能証明等学科試験（平成30年9月期及び11月期）の取扱いについて

（令和2年10月8日更新）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず、航空従事者技能証明等学科試験の2年間の合格の有効期間が切れてしまう場合を考慮し、**学科試験の合格の通知の日の読み替えを行うこととしました**のでお知らせします。

なお、読み替えのために合格者の方から新たに書類等を提出して頂く必要はありません。実地試験や技能証明等の申請の際、当該学科試験合格の有効期間が切れていた場合に合格通知日の読み替えて取り扱います。

対象となる皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

読み替えることができる内容		
対象の学科試験	読み替え前の通知の日	読み替え後の通知の日
平成30年9月期	平成30年10月11日	平成31年4月11日
平成30年11月期	平成30年12月14日	令和元年6月14日

航空従事者技能証明学科試験（平成30年5月期及び7月期）の取扱いについて

（令和2年6月3日更新）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりやむを得ず、航空従事者技能証明学科試験の2年間の合格の有効期間が切れてしまう場合を考慮し、**学科試験の合格の通知の日の読み替えを行うこととしました**のでお知らせします。

なお、読み替えのために合格者の方から新たに書類等を提出して頂く必要はありません。実地

試験や技能証明等の申請の際、当該学科試験合格の有効期間が切れていた場合に合格通知日を読み替えて取り扱います。

対象となる皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

読み替えることができる内容		
対象の学科試験	読み替え前の通知の日	読み替え後の通知の日
平成30年5月期	平成30年6月8日	平成30年12月8日
平成30年7月期	平成30年8月16日	平成31年2月16日

航空従事者技能証明学科試験（平成30年3月期）の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるやむを得ない理由のため、航空従事者技能証明学科試験の2年間の合格の有効期間が切れてしまう方を対象に、**学科試験の合格の通知の日の読み替えを行うこととしました**のでお知らせします。

対象となる皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1. 合格の通知の日の読み替えの対象者

以下の要件の全てに該当する者

- ・ 航空従事者技能証明学科試験（平成30年3月期）に合格していること
- ・ 指定航空従事者養成施設に入所しているか、又は令和2年3月15日までに実地試験受験の申請を行っていること
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるやむを得ない理由のため学科試験合格の有効期間を超過する旨を、「学科試験合格有効期間に関する届出書」により令和2年10月11日までに提出していること

[「学科試験合格有効期間に関する届出書」（様式）](#)（PDF ファイル）

2. 合格の通知の日の読み替え対象となる学科試験

航空従事者技能証明学科試験（平成30年3月期）

3. 読み替えの内容

読み替え前の通知の日 平成30年4月12日

読み替え後の通知の日 平成30年10月12日